制定

(趣旨)

第1条 大阪成蹊大学(以下、「本学」という。)における外部競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下、「競争的資金等」という。)に関し、不正を防止しその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営を確保することを目的として、必要な事項を定める。(定義)

第2条 この規程において競争的資金等とは、文部科学省及び他の省庁等が所管する競争的 資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

- 2 前項に掲げる公的研究費補助金以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。
- 3 この規程において「研究者等」とは、本学の教員等で、第1項及び第2項に掲げる研究費補助金をもって研究を実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者等並びに運営・管理に関わるすべての者をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者は、交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)、「科学研究費補助金取扱規程」(昭和40年文部省告示第110号)、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領」(平成15年10月7日規程第17号)及びこれらに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者 (以下、「最高管理責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、第5条に定める統括管理責任者及び第6条に定めるコンプライアンス推進責任者と連携し、競争的資金等の運営・管理に当たるものとする。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。 (統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を 統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を置き、教育 研究支援センター長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者・担当部局)

第6条 本学に、競争的資金等の運営・管理に関する事務について実質的な責任と権限を持

- つ者(以下、「コンプライアンス推進責任者」という。)を置き、競争的資金等による研究 に係る研究倫理教育責任者を兼ねるものとし、学部長をもって充てる。
- 2 本学に、コンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理に関する事務について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「コンプライアンス推進副責任者」という。) を置き、教育研究支援部長をもって充てる。
- 3 競争的資金等の運営・管理に関する事務担当部局(以下、「担当部局」という。)を教育研究支援部とする。
- 4 担当部局は、コンプライアンス推進責任者の指導監督の下、競争的資金等の運営・管理に関する業務を分掌する。

(事務処理)

第7条 統括管理責任者は、競争的資金等に係る事務処理手続き及びこの使用に関するルールを定め、研究者等に対して周知を行う。

(相談窓口)

第8条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続き及びこの使用に関する学内外からの相談を受け付ける窓口(以下、「相談窓口」という。)を担当部局に置き、効率的な研究遂行を適切に支援する。

2 相談窓口は、相談された事項について、各種法令や学園規程等に基づき、また、その内容に応じてコンプライアンス推進責任者等学内関係者あるいは当該競争的資金等を所管する省庁等と協議し、迅速に対応する。

(環境・体制の整備)

第9条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正な使用(以下、「不正」という。)を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

2 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、これに対応する不正防止計画を策定し、研究者等に対して周知を行う。

(防止計画推進部署)

第10条 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、全学的観点から不正防止計画の推進を担当する部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置き、指揮、監督するものとする。

- 2 本学における防止計画推進部署はリスク管理部とする。
- 3 防止計画推進部署は、担当部局の日常業務の確実性や不正防止計画の実施状況について 定期的にモニタリング調査を行う等、不正防止計画の推進に関する業務を分掌する。
- 4 担当部局は、不正が生じぬよう、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(内部監査部門)

第11条 本学における競争的資金等の適正な運営・管理及び不正防止等に関する内部監査 を実施する部門(以下、「内部監査部門」という。)を置き、大阪成蹊学園監査部とする。

- 2 内部監査部門は全学的な視点から監査制度を整備し、競争的資金等に係る日常業務やモニタリング調査の体制や関連するルール等の妥当性の検証等を行う。
- 3 内部監査部門は、最高管理責任者、統括管理責任者等の学内組織との連携体制の下、監査を行う。

(通報窓口)

第12条 本学に、競争的資金等の不正に関する学内外からの通報等を受け付ける窓口を置き、リスク管理部とする。また、必要に応じ法律事務所等、学園外に公益通報等の窓口を設置することができる。

(通報の受付)

第13条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、通報をすることができる。

- 2 通報は、封書、電子メール、電話及び面談によるものとし、直接通報窓口に行うものとする。
- 3 通報は、原則として、研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等の氏名、研究活動上の不正行為の態様、その他事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。
- 5 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、通報の要件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに統括管理責任者と当該通報された事案に係る調査の実施の要否を協議する。この場合において、本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に調査方針、調査対象及び方法等について通知するものとする。
- 7 調査が完了しない場合であっても、必要に応じて中間報告書を作成する。

(秘密保持等)

第14条 通報窓口の職員は、通報内容及び通報者の秘密を守るため、通報を受け付ける場合は、個室で面談を行う等、又は電話若しくは電子メール等を通報窓口の担当職員以外に見聞できないような適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者、当該通報の対象となった教職員等(以下、「被通報者」という。)、通報内容及び調査内容について、調査関係者以外に漏洩しないよう秘密の保持を徹底しなければならない。

(涌報者の保護)

第15条 統括管理責任者は、当該通報を理由として、当該通報者に対して不利益な取扱い がなされないように、適切な措置を講じなければならない。

2 教職員等は、通報を理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(調査の機関)

第16条 通報があった場合、原則として、本学が通報された事案に係る調査を行う。

2 被通報者が複数の部局に所属する場合は、原則として、被通報者が通報された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関等が合同で調査を行うものとする。

(調査委員会)

第17条 最高管理責任者は、第13条第6項に基づき調査の必要があると認めた場合は、調査 委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) コンプライアンス推進副責任者
- (4) リスク管理統括本部長
- (5) その他最高管理責任者が指名する者 若干名(当該機関に属さない第三者を含み、 第三者は機関及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者である事)
- 3 委員長は、統括管理責任者とする。

(調査の実施)

第18条 委員会は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の実施等により調査を行う。この場合において、競争的資金等の不適切な使用に係る事案のときは、各種伝票、証憑書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により行う。

- 2 委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。
- 3 委員会の調査に対し、通報者、被通報者その他当該通報等された事案に関係する者は誠 実に研究費使用停止等の措置に応じなければならない。
- 4 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する事とする。
- 5 最高管理責任者は、不正に係る調査に関するルールを定め、すべての研究者及び関係教 職員等に対して周知を行う。

(調査結果の報告)

第19条 委員会は、調査結果を直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を被通報者及び通報者に通知し、最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定をした場合、当該資金配分機関に通知する。

(不正の事実がないと認定した場合の措置)

第20条 最高管理責任者は、不正の事実がないと認定したときは、次の各号に掲げる措置 を要請するものとする。

- (1) 委員会が講じた調査時の措置の解除
- (2) すべての調査関係者へ被通報者の研究活動が適正であることの通知
- (3) 被通報者の不利益発生防止策の実施及び名誉回復に係る一時執行停止等の措置(必要に応じての公表を含む。)
- (4) 被通報者の精神面を含めた支援の実施
- (5) その他必要な措置
- 2 最高管理責任者は、研究不正の事実がないと認定されたときにあっても、直ちにこれをもって悪意の通報等とみなし、通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(競争的資金等の使用中止)

第21条 最高管理責任者は、委員会において研究活動上の不正行為が行われたと認定した場合は、研究活動上の不正行為への関与が認定された者に対して直ちに当該競争的資金等の使用中止を命ずる。

(処分)

第22条 調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合は、当該研究活動上の不正 行為に関与した者に対して、大阪成蹊学園就業規則、その他関係諸規程に従って処分をす るものとする。

2 最高管理責任者は、前項により処分を課したときは、当該資金配分機関に対して処分内容等を通知する。

(不服申立て)

第23条 第18条に基づき不正行為を行ったと認定された者は、その認定に関して理由を添えて最高管理責任者に不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立てを行う場合は、調査の結果の通知を受け取った日を起点として 14 日以内に 行わなければならない。
- 3 不服申立ての審査は委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、委員会の構成等、その公正性に関するものである場合は、最高管理責任者の判断により、委員会の構成員を変更して、審査させることができる。

(業者の取引停止)

第24条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正な取引に関与したと認定した業者に対して、取引を停止することができる。

(公的研究費の管理及び執行)

第25条 公的研究費は、本学において組織として管理するものとし、学校法人大阪成蹊学 園経理規程に基づき適正に執行するものとする。

2 公的研究費の執行において、物品等を購入する場合は、不正使用の防止を図るため、担当部局において検収を行う。

(定めのない事項の取扱い等)

第26条 この規程に定めのない事項については、最高管理責任者が決定する。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長による決裁をもって行うものとする。 附 則

この取扱いは平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日)

この取扱いは平成27年4月1日から施行する。